

# 会議録

平成 29 年 6 月 6 日(火) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 2 回総務・経済常任委員会

出席委員：平野委員長、佐藤副委員長、新井田委員、竹田委員、相澤委員、手塚委員  
福嶋委員、鈴木委員、吉田委員、又地委員

欠席委員：なし

会議時間 午後 12 時 58 分～午後 4 時 15 分  
事務局 吉 田、西 嶋

---

## 開 会

### 1. 委員長挨拶

**平野委員長** ただいまから第 2 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 10 名でございます。

よって、委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

早速、本日の会議を開きます。

会議次第は、配付のとおりでございます。

### 2. 調査事項

#### <生涯学習課>

#### ・木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について

**平野委員長** きょうの一つ目の調査は、生涯学習課の木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書についてということでございますが、昨年これは毎年 6 月の定例会でこのような報告書を出されるのですが、昨年の報告書を出された時点で、定例会の中で説明もそうなのですが、質疑をいろいろするのはどうかということで、事前に委員会の中で報告をしていただき、聞きたいことがあれば質疑をしましょうということで、ことしはこの報告書について常任委員会で調査をする運びとなりました。

それでは早速、中身について資料の説明を求めたいと思います。

渋谷課長。

**渋谷生涯学習課長** はじめに、私のほうから経過と概要について、簡単にご説明いたします。

教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によりまして、平成 20 年度から義務付けられ、この規定に基

づきまして、平成 28 年度に木古内町教育委員会が実施した事業について、第 6 次木古内町教育総合推進中期計画の推進事項を対象に、教育委員会事務局自ら事務の進捗状況について、点検・評価を行った結果をまとめたものでございます。木古内町議会に報告をするとともに、公表をするものでございます。

平成 28 年度の教育委員会の活動状況に関する点検・評価では、その結果をより迅速に次年度の事務に活かせるように社会教育事業においては、各事業が終了した時点で点検・評価を、学校教育については 2 月下旬までに当該年度の進捗状況や課題について、点検・評価をしております。

なお、この活動状況に関する点検・評価報告書については、3 月に開催されました社会教育委員会、また過日開催されました教育委員会において、それぞれ審議をいただき承認をいただいたところでございます。以上です。

**平野委員長** 中身の説明については。

渋谷課長。

**渋谷生涯学習課長** 中身は特に、事前配付をしていますので。

**平野委員長** いまの説明で全て終わりですか。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 1 時 01 分

**再開** 午後 1 時 12 分

**平野委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

再度、この報告書について、中身についての概要説明を求めます。

堀主査。

**堀主査** それでは、私のほうから生涯学習課の学校教育グループ担当の部分について、ご説明させていただきます。

まず、20 ページをお開きください。

こちらに読書環境の整備・充実ということで、図書を循環するシステムづくりというところが評価 C となっております。こちら移動文庫として社会教育グループのほうで、各学校を回って公民館図書にある図書を配布するシステム。これは、以前からあるシステムなのですが、それ以上のことは何もできなかったということで、評価 C というふうになっています。単純に言うと学校にある図書のものを公民館に持ってきて何かするとか、そういったことができる状況にはいまないので、それを改善するというか循環するというシステムまでは構築までは至らなかったということで、C という評価になってございます。

次に、22 ページをお開きください。

こちらでは方向性、家庭・地域の教育力の向上ということで、施策の地域の現状の基づく子育て・支援態勢の構築ということで、重点項目は二つです。幼児を持つ家庭や親の把握状況、園を母体とした子育て支援システムの導入ということで、基本教育委員会としては保育園と連携はしていかなければならないとは思っているものの、直接の担当課が町民課ということもあり、なかなかこちらのほうに目がむけられなかったというのが現状でございます。町民課で開催する子ども・子育て会議に参画して、問題項目については一緒に

検討はしてきましたけれども、それ以上のことはできなかったということで、評価がCとなつてございます。

あと、ほぼほぼ評価については、学校教育グループについては、AとBということで、ほとんどのことが目標の達成に至っているということでございます。学校教育グループは以上です。

**平野委員長** 続いて、社会教育グループ。

平野（智）主査。

**平野（智）主査** 社会教育を担当しています、平野です。よろしくお願いします。

28年度の社会教育事業の活動状況に関します点検・評価報告について、ご説明させていただきたいと思ひます。

先ほど、学校教育の堺主査のほうからありました20ページの移動文庫の実施というところですが、図書循環という部分に関しましては、公民館にある図書を中学校・小学校にそれぞれ持って行って、子ども達に読んでもらうというシステムはできておりますが、このCが付きましては選書の段階、本を選ぶ段階から予算の十分な活用ができるように、重複した本の発注などがおきかないようなシステムを作ることができなかったために、Cという評価をさせていただいております。

それから24ページに、学習成果の適切な評価と活用ということで、得意分野を活かせる機会の確保、人材バンクの整備・促進ということで、登録はしていただいているかたもおいでになりますし、それぞれの方々に講師を務めていただいて、公民館講座を開催することができましたが、新たな人材の発掘等ができてこなかったということで、Cの評価を付けてございます。

それから、26ページです。

住民参画の協働による学習環境の充実ということで、こちらCの評価をしておりますが、それぞれの事業が教育委員会の主導という形になってしまひまして、住民の方々が参画してくるというのであつたものところに参画するという形で、十分、町の方達の意見を反映した事業の推進ができてこなかったということでCの評価を付けてございますが、文化芸術の部分に関しましては、28年度はギャラリー四季の活用ですとか、文化祭の鑑賞事業などを予想以上の発展と言ひますか実施ができた部分が多かつたというふうにご考へております。

それから、先ほどの35ページのほうのCですが、研修会の参加ということで、研修会に参加をしてもそれを会議の中で環流するというか研修結果を環流するというシステムを作ることができませんでした。そちらのほうは、研修の参加の奨励ももちろんですが、研修結果の管理をするということも進めていきたいというふうにご思ひております。

それから31ページに、社会教育施設の機能充実というところでCを付けてございます。避難施設で備蓄のものとかはできたのですが、それぞれの細かい照明器具が落下しないとか、そういうような点検が実施できておりませんでしたし、それから早期の改修計画の策定をしなければなりません。随分、傷んでおりますので、そちらのほうはきちんとできなかったということで、Cの評価を付けてございます。

社会教育事業のほうは、図書館司書の専任の配置ができませんでしたけれども、社会教育主事の2名を配置することができまして、28年度に関しましては社会教育事業は体育の

部分もそれから文化・芸術の部分も推進することができたというふうに評価をしてございます。以上です。

**平野委員長** それでは、概要の説明をいただきましたので、全体をとおして各委員から質問があればお受けします。

新井田委員。

**新井田委員** 私のほうから、一つ。いま、Cの部分に関しては縷々担当からご説明をいただいて、概ねだいたい理解をしましたけれども、31 ページの評価C、真ん中の②の社会教育施設の機能充実という項目の中で、評価が当然Cになっているのですけれども、避難施設としての機能充実という主な施策を出しているわけですね。なお且つ、この部分がなぜちょっと気になったかと言うと、やはり避難施設という言葉というのは非常に我々からすると、重く当然受け止められる状況なのです。やはりこういう部分がある程度、結局やっていなかったというだけの認識なのですよね、私から個人的に言わせると。非常に大事な項目でございますので、やはりこういう部分に関しては、文章的な形はこういうふうになるのだろうけれども、どうも個人的な評価でいくとC以下じゃないのかなというような見方も当然あるのかなという気がします、私に関しては。だからこういう部分に関しては、優先順位は当然あるのでしょうかけれども、事やはり避難だとか住民に関わる部分に関しては、もうちょっと気配りをしながら方向性をきちんと見出していくような形であるべきかなとそんなふうに思っていますけれども、その辺の見解をお聞きます。

（「関連」と呼ぶ声あり）

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** いまの31 ページの避難施設に関係ですけれども、これ主な実績の中で飲料水と毛布については備えつけをしたと。だけれども、ほかのものは中学校に保管している実態。これを設備の確認を再点検しなければならないという。どこをどうするという考えなのか。それが以前に一般質問等で防災関係の備蓄の関係で確認をしたら、自分はいろんな公共の施設に備蓄品を分散すべきではないかというふうに思っていたものですから、ところが中学校でいろんな保管の管理上の問題もあって、中学校しか他の公共施設には分散しないというそういう回答があったものだから。だから、教育委員会としての避難施設、ここの位置付けの中で備蓄品がどの程度のものをこれでは不十分というような実績のコメントかなというふうに思うのだけれども、その辺もう少し詳しく説明をしてください。

**平野委員長** 平野（智）主査。

**平野（智）主査** 飲料水と毛布に関しましては、台風の時ですとかそれから前の地震の時とかにも実際避難をされてきたかたがいて、そこの担当として避難所を開設した時に、一番最初に町の方達に接するわけですので、その時にこれらのものがなければ困るということで、防災のほうと打ち合わせをして、飲料水と毛布に関しては入れていただきました。

ただ、公民館の中にそれらのものを入れて、鍵を掛けて保管して置く場所がございません。置けるものに関しては、飲料水と毛布がいまは備蓄しておけるものとしては、限界なのかなというふうには思っています。

避難所としての設備の確認を再点検しなければならないということを記載しましたのは、避難をされていらっしゃる方々の高齢者の方々を和室で畳みの部屋にご案内をしたら、膝が痛くて座れないとか、そういう様々なことを実際に経験しました。その中で、そういう

方々をどういうふうに割り振りをしてお部屋に入っていただくとか、そこでどういうものが必要なのかということを実際に経験した者として、それをやらなければならないというふうに思っています。避難訓練もそうですし、犬を連れてきたかたとかも実際にいました。その時に多くのかたが一遍に集まってくる状態の中で、それをどういうふうに担当者が処理をするのかとか、その時にどういう設備が足りないのかというようなことを実際にやっていかなければならないという思いから、この再点検をしなければならないという記載の仕方をさせていただきました。

**平野委員長** 新井田委員。

**新井田委員** 平野さんからそういうご説明をいただきました。いまお話を聞いた中では、やはりそういう以前の経験をベースにされているという部分は、非常によくわかるのですが、やはりそういう実際に出た声、あるいは自分方で感じたことをこういう中で展開できないというのも非常になぜできないのだろうかなど。できるために何かしたのかなというようなそういう経験をやはり活かしていくというのは非常に大事なことですし、非常に良いお手本はあったにも関わらず、このCの自己評価というのはやはり何かしら行政ともタイアップの仕方も悪いのかもしれないけれども、もっとそういう部分を常に住民に関わることで、くどいようですけれども先ほども言いましたように、もうちょっと思いを特に入れてやってほしいなというような希望というか思いです。だから、この辺はいろいろ問題ないというわけではないのしょうけれども、やはりこういう部分に関しては住民に関わることで、教育委員会だとすればあまりさほどいずれにしてもこういうふうに掲げているわけですから、こういう部分に関しては取り組み姿勢をもうちょっと前向きな考えで対応していただければなどそんなふうに思います。

**平野委員長** ほか。

竹田委員。

**竹田委員** 1点だけ確認をしたいのだけれども、備蓄品の活用。教育委員会はいろんな事業をやっている。例えばリロナイ学園、無名塾、そういう中で備蓄品をどこかの時点で活用すべきではないかと。これは、教育委員会ばかりではなくて、防災担当との連携をしなければならない。例えば、水なんかであっても何年という期間がある、5年間だとか。やはり3年くらい経ったらいくらか使って活用をして、これは防災のための非常時の例えば炊き出しのご飯だとか水なんですということの普及も含めて、そして防災担当が使った分をまた新しいものを補充をして、使える期間を延ばすと。やはりそういう連携もやるべきだろうという教育委員会の事業の中で、できればそういう活用をしていただきたいということを申し添えておきます。

**平野委員長** ほか。

吉田委員。

**吉田委員** 先ほどからCの部分だけなのですが、私のほうから18ページの子ども安全・安心の確保ということで、学校給食の充実の部分ありますよね。それで、評価がBになっているのですよ。私は学校給食センター、ハサップの認証制度も継続していますし、地場産のニラとかほうれん草、そしてはこだて和牛とかも活用されて結構良いなと思って、評価B。そして、この中の下にいくと異物混入の防止とかと。この部分が何かBになった範囲なのかなと。実際に異物混入という事例が本当にあるのかあったのか、少

ない部分でもあるのかなというのもあるのですけれども、当然この部分というのは評価Aにならないと給食というのは子ども達の安全を考えれば。その部分でなぜBなのかなというのが疑問に思ったので、その辺ちょっと詳しく説明をできたらお願いします。

**平野委員長** 渋谷課長。

**渋谷生涯学習課長** いま吉田委員からありましたように、異物の混入については年に3回程度ありました。それにつきましては髪の毛が2件ほどと、あと野菜に入っている虫があったということで、これをもって全てBにしたということではなくて、衛生管理の中でもやはり27年度から28年度にかけて、調理員が安定的な人材がいなかったということで、入れ替えもあったということで、なかなかその辺が難しかったこともあって、判定はBということになっております。

**平野委員長** ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 私のほうから1点なのですけれども、先ほど休憩中でしたか教育長のほうからは、全体的に社会教育のほうは厳しく評価をしたと。私は今後、その評価の上で反省を活かして今後、取り組んでいくという意味からは、厳しく評価をしたほうがいいなと考えているのですけれども、これ学校教育のほうは先ほど校長先生、教頭先生が採点をしてという話から、ちょっと評価がゆるいと言ったらあれですけれども、A評価が非常に多いなというイメージをまず持ちました。

その中で1個ずつ聞くと非常に点数が多いので時間も要しますので、特に1点だけちょっとお聞きしたいのですけれども、1ページの例えば②番です。望ましい学習習慣の定着ということで評価Aになっているのですけれども、この下の主な施策の項目を見ていくと、生活リズムチェックシートの活用ということで、右の実績説明が定期的活用による学習時間、テレビ・ゲーム視聴時間を把握し、定着に努めたと。その下を見ると今後の方向性で、ゲームの視聴時間の減を啓発するという事は、テレビ・ゲームの時間が非常に多かったのかなと。それによって学習時間、睡眠時間の思ったような目標の伸びがなくなっているのかなというふうに捉えられるのですけれども、この評価のAというのはリズムチェックシートを活用したこのことがわかったという取り組みに対してAなのか、それとも子ども達の生活というか目標には届いていないのに、そういうやったということでAになっているのかという中身の部分なので、どこまで担当課のかたが把握しているかわからないのですけれども。私は実際このテレビ・ゲームの時間が長いのであれば、評価Bということになるのではないのかなと考えるのですが、担当課としてはどのような見解と言いますか説明を受けたのかわかればお聞きしたいのですけれども。

教育長。

**野村教育長** 1ページの望ましい学習習慣の定着の関係だと思えます。毎年、子ども達の生活リズムチェックシートの活用によって見直し、それから日常生活の正しい習慣づけということをしております。これについては、家庭で子ども達をしっかりと時間の配分と言うのでしょかりズムを付けさせていただきたいというようなものも意図としては入っているのです。結果としてどうのこうのという部分以外。いま平野委員長のほうから話があったように、課題では縮減を啓発するということですが、より一層縮減を啓発するというようなことで、捉えていただければいいと思えます。

実際、全国学力学習状況調査あるいは体力運動能力調査の結果から見て、このテレビの視聴は少なくなっています。しかし、ゼロではないです。全国と比べるかどうかという低いほうだと私は認識をしておりますけれども、まだまだ生活のリズム、適正な時間の配分というような部分は学校、そして家庭と両輪になって進めていかなければいけないという反省の中から出ていると思うのですけれども。実際は、視聴時間は低減したのではないかなというふうに思っています。低減だけを思ってAにしたわけではありません。学校全体として5年生・6年生が調査対象ですけれども、全体の学校チームとして子ども達、そして家庭と連携を取りながらやっていっているのではないかなというふうに私は認識をして評価をしているところでございます。

**平野委員長** わかりました。

ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** それでは、質疑がないようですので、以上をもちまして、生涯学習課の活動状況に関する点検・評価報告書についての調査を終えたいと思います。

教育委員会の皆さん、お疲れ様でした。

次の病院事業、保健福祉課の準備が整うまで、暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後1時35分

**再開** 午後1時45分

#### <保健福祉課・病院事業>

##### ・老人保健施設「いさりび」と特別養護老人ホーム「恵心園」との経営統合について(継続)

**平野委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

生涯学習課に続きまして、調査事項としまして保健福祉課並びに病院事業の皆さん、お疲れ様でございます。

本日の調査事項は、老人保健施設いさりびと特別養護老人ホーム恵心園との経営統合についてということで、先月5月11日にも同様の調査をしておりますが、その後動きがあったということで、今回も調査事項として進める運びとなりました。

それでは早速、資料の説明をお願いいたします。

その前に、副町長。

**大野副町長** 委員の皆様、ご苦労様でございます。

私のほうから欠席となっていることについて、まず報告をさせてもらいたいと思います。

事務局長のほうにお願いをしていたのですが、羽沢課長、そして阿部主査、兩人とも本日都合が悪くて欠席となりましたことについて、お詫びを申し上げます。なお、このあとは武藤室長のほうから報告をしますが、不足をする部分については私のほうからも補足をするような形で進めさせてもらいたいというふうに思っております。

また、ドクターヘリの運航状況につきまして報告という形で、こちらについては説明を割愛させていただいて、お手元に届けるということで、受け取っていただければというふうに思っております。

それでは、武藤室長のほうから説明を申し上げます。

**平野委員長** 武藤室長。

**武藤包括ケア推進室長** それでは、私のほうから資料の 1 ページから説明をさせていただきます。

いさりびと恵心園の経営統合に係る経過報告ということで、まず協議経過ですが、前回 5 月 11 日の日に総務・経済常任委員会のほうで、協議経過、課題、今後のスケジュールなどについてご説明をさせていただきますして、基本的に方向性についてはご了解をいただいたものと承知をしております。

続きまして 5 月 12 日、この日に渡島管内の副市町長会議がありました。ここに函館市は除かれる管内の市町の副市町長が集まりまして、大野副町長のほうから長万部、それと八雲を除く各副市町に対しまして、木古内町の方針、老人保健施設の廃止、特別養護老人ホームの増床について説明し、各市町の理解を求めたところでございます。

続きまして 5 月 17 日、南渡島高齢者保健福祉圏域連絡協議会ということで、八雲、長万部を除く 9 市町のほうに、4 月 27 日付けで木古内町のほうから協議依頼ということで、特養の 30 床の増床、それと老健の廃止に係る整備枠の変更について、この圏域連絡協議会のほうに事務局渡島の社会福祉課がございしますが、ここから各市町 9 市町に協議会の開催通知、振興局の社会福祉課から各関係市町に開催通知がございました。この開催につきましては、圏域内各市町からの協議会内容の可否を書面で回答してもらう書面開催というふうになりました。通常、皆さん集まってやる場合もあるのですが、今回は案件が 1 件だけでございましたので、振興局の社会福祉課の判断で書面開催ということになりました。

続きまして 5 月 18 日、第 8 回の恵心園・いさりびの併設協議ということで、いさりび、それから恵心園、それから副町長、保健福祉課の関係職員も入って、以下の四つの項目に係る今後の作業方針などについて、意見交換を行いました。

一つは併設後の収支見込み、二つ目としましては、併設後の利用者負担の増加について、三つ目は基本合意書の案のことについて、四つ目は施設整備の改修費についてと、方向性と意見交換を行ったところでございます。

続きまして 5 月 25 日、特別養護老人ホームの整備枠の承認ということで、先に 5 月 17 日に書面開催となりました南渡島の圏域連絡協議会におきまして、本町の協議内容が承認されたという通知がありました。内容としましては、木古内町において特別養護老人ホーム 30 床の整備枠の増床、それから来年の 4 月から老人保健施設を廃止するというので、これも函館市以下管内 9 市町の了解をいただいたということでございます。なおこの協議会、渡島総合振興局の社会福祉課のほうからは、老人保健施設の廃止がございしますので、函館市医師会、それと渡島管内の医師会、二つの医師会があるのですが、そちらのほうに意見を求めまして、こちらでも特に支障はないというふうに意見等は付いてございませんでした。この時点で、木古内町で特別養護老人ホーム 80 床、現在の恵心園の 50 床プラス新規に 30 床、80 床で整備ができるということになりました。

続きまして 5 月 31 日の日、基本合意書の署名調印ということで、社会福祉の萩愛会、それから病院事業、木古内町の 3 者で、次の項目を盛り込んだ経営統合に係る基本合意ということで締結をいたしました。

一つは、老健を廃止して、現在の老健施設いさりびのある場所で、特別養護老人ホーム



を運営するということ。二つ目、デイサービスを廃止して、デイケアを継続して運営するということ。三つ目、いさりび、恵心園に入所しているかたの処遇については、ご本人あるいはご家族の意向を尊重して、適切に対応するということ。四つ目、いさりび、恵心園に勤務されているかたの職員の処遇については、現在の処遇を下限として整備をしていくということ。五つ目としまして、その他必要な事項はその都度協議をして決めていくということに署名をいたしました。

なお、2 ページの今後のスケジュールということで、前回 5 月 11 日にもお配りをしているものを若干リニューアルをしているものです。それで、変わった点といたしましては一番上、6 月上旬のところに社会福祉法人解散に係る渡島総合振興局への状況説明・協議の開始ということで、これは社福の萩愛会のほうから渡島の社会福祉課のほうに、現在解散等に係る内容を事前にお渡しして、いまその内容を見てもらってこれから正式な手続きを取っていくということになっております。

以下のスケジュールについては、現段階で前回ご報告したものと変更ございません。

続きまして、図面について平野事務局長のほうから簡単に説明をさせていただきます。

**平野委員長** 平野事務局長。

**平野病院事業事務局長** それでは、図面のほうにつきましては私のほうからご説明をさせていただきます。

3 枚目をお開きください。

このほど介護老人保健施設から特別養護老人ホームに転用するということになりますので、新たな特別養護老人ホームとしての施設基準を満たす必要があります。現状の施設を変更しなければならない点がいくつかありますので、これについて先にご報告をさせていただきます。

ただ、この改修の件につきましては、この 6 月の議会で設計委託料として上程する予定となっておりますので、それに伴う事前に詳細説明ということで、ご説明させていただきますので、ご了承願います。

まず大きなものにつきましては、青色で色を付けている部分でございます。3 枚目、両端にそれぞれ青く色が付いている箇所が 2 箇所ありますが、ここににつきましては特浴を各フロアに持ってこなければならないと。いわゆる機械浴です。機械で入られる浴室をフロア、その階に設置をしなければならないということで、現在 2 箇所予定しております。元々、老健のここのお風呂につきましては、個浴という形で湯船があるような内容になっております。ですので、ここをフラットにして機械が入られる浴室に変更するというような予定でございます。真ん中のほうに四角にバツを書いているところに、見づらいかもありませんが長丸、楕円を書いております。ここは、それぞれ現在倉庫のような多目的室という形で使用しているのですが、施設基準として個人が入るお風呂が必要になりますので、それが先ほどご説明した個浴を改修して特浴にするわけですからなくなりますので、ここに個浴を持っていきたいというような案で進んでおります。真ん中にも一つ、楕円系の縦のものが付いておりますが、ここは医務室というのも必要になるということで、施設基準に謳っておりますので、ここに設置と。ただ、1 階のフロアに医務室がありますので、それを活用できるということであればこの工事は実施しないと。この辺につきましては、後ほど許認可の権者であります渡島総合振興局の保健福祉部のほうと詰めていくとい

うことになっております。

続いて、4枚目をお開きください。

4枚目の真ん中にあります工事内容につきましては、ここで食事を作ったりするようなところなのですが、現状老健施設ではここで食事を作って、食堂に持って行って利用者の皆さんに食事を召し上がっていただくのですけれども、特養の場合はより介護度の高い人がいることもあり、食堂で食べられるかたとできればキッチンのところで食べる場所がほしいというような恵心園側の意向もありましたので、ここに新たにカウンター等を設置して、食事が摂れるようなスタイルにしたいというような案でございます。左側にあります正方形の色が付いているところについては、ここは元々乾燥室なのですけれども、洗濯室が必要だというような要望がありましたので、この乾燥室を洗濯室にするというようなことで現在考えております。ただ、いまご説明しました改修内容につきましては、最大限やる工事がいまの部分でございますので、今後渡島総合振興局並びに恵心園側と詰めた中で、本当に必要かどうかというのも含めて、今後議決していただく予定であります設計委託料の議決終了後、速やかに結論を出して対応していきたいというように考えております。以上でございます。

**平野委員長** それでは、資料の説明が終わりましたので、各委員より質疑をお受けします。

鈴木委員。

**鈴木委員** この委員会も何回かやっている中で、職員さんの対応でありましたりとかいろいろ課題がある中で、今回はその図面ということですよ。一つ、私のほうから確認をしたいのと、あと一部の町民のかたからもこれはどうなのだという部分がありまして、一つは最後に食事の部分を説明をされたかと思うのですけれども、カウンターを増設してというのは理解できました。食事を食べるということはもちろん作るかたもいるわけで、作るかたがいるということは納品する業者のかたもいるわけで、いまの現時点ですとどのような方向性で調整をされているのか、考えているのかちょっとお教えいただければと思います。

**平野委員長** 平野事務局長。

**平野病院事業事務局長** 作る部分については、いまクックパッド方式ということで、厨房で作ってそれをそれぞれのフロアで温めて提供するという方法を行っておりますので、それを踏襲する形でやるという方法で現在詰めているところでございます。

また、納入業者のほうにつきましては、恵心園は町内の業者を活用しているということですが、いさりびにつきましては一部町内の業者も活用しておりますが、基本的には委託業者の日清さん等のほうから用意していただくということで行っております。これについてはこの間、議会の決算委員会・予算委員会等のほうで、議員の皆さんから町内業者を利用して運営できないかというような声もお寄せいただいておりますけれども、給食費については基本的には入ってくるお金も決まっておりますし、それを超えるということになりますと、利用者に負担をしていただくということになりますので、費用対効果等を最小限のコストで抑えたいという思いもあります。それが長期運営につながるというふうに考えておりますので、現状ではいまの老健いさりびのスタイルで食品等の納入もしていきたいというような考えを持っているところでございます。

**平野委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** 理解できました。おっしゃるように本来であれば、先ほどの給食みたく地元の食材を使って、地元の納品業者さんに納品していただくと。またそれで地域の雇用だったり経済も回る中で、美味しい安全な食べ物を食べてほしいと私は本当にそう思うわけですが、ただ実際に運営する中で、現時点だといままでの経験ですと難しいという判断だと私は理解いたしました。ただ、これだけ人口が減ってきて、これから木古内が新しい福祉を目指す中で、納品業者さんからするともしかしたら店舗を運営する中で、かなりのパーセンテージを占めてくる時期に長期に 5 年後・10 年後を考えると、非常に重要なもしかしたら納品先になるのかなとか私は一応考えております。ですので、現時点ではいろいろコスト等を考えて難しいというお答えでしたが、何とかいろんな知恵を考えて、地元木古内町の業者さんを優先的にと言いますかこだわって私は新しい特養老人ホームがスタートできたらいいなと思っていますので、現時点では理解はいたしますが、まだまだいろいろ知恵を絞ってオール木古内でいけるところまでいってほしいなとそのように思っております。以上です。

**平野委員長** それについての答えと言いますか先ほど言ったことが事務局長の全てということなのですね。それ以上ではないのですよね。例えば、要望としていま言いましたけれども、先ほどの答えはいままでの老健のままでやるという断言をしていますので、過去に当然ながら経営ですからコストを減にするために、地元業者よりもという流れになったと思うのですけれども、はじめたのはだいぶ何年も前の話で、いま現在新しい特養になって食材だったりいろんなものを納入するにあたって、地元業者との差異と言いますかどのくらいコスト。もしかして同じくらいの金額でできる可能性もありますよね。

平野事務局長。

**平野病院事業事務局長** 委員長がおっしゃいますけれども、うちの病院も含めて給食部門を委託している日清というのは全国組織でありますので、メニューももうきっちり決まっております。2 週間に 1 回に同じようなものを繰り返すようなプランなのですけれども、それに係る材料というものも全国組織で納入しておりますので、到底町内の業者さんと価格だけを比較した場合には、全然もうかなり厳しいものがあるということになっております。この間、恵心園さん側とも給食の協議の中で、単価も少し比較させていただいたのですけれども、恵心園さんのほうは食材にこだわるというようなこともあって、うちの 1.5 倍くらいぐらいの材料費をかけているのもありますので、そうした場合にいま 1 日あたり 1,380 円で食事を提供していますけれども、それを上回るというようなことも充分考えられますので、鈴木委員さんがおっしゃったような町内業者に変更をするというのは、現状ではなかなか厳しいのかなというふうに認識をしています。

**平野委員長** ほか。

福嶋委員。

**福嶋委員** 先ほど武藤室長から老健を廃止をして、来年の 7 月に廃止すると。そして、特養が 4 月 1 日に 80 床で枠組みで出発をすると。3 か月のズレがあるのですけれども。4 月に特養がこっちに来てはじめると。3 か月後に 7 月に老健を廃止するという。それは、私の勘違い。

もう一つ、80 床の枠の中で先般も話を聞いたのですけれども、きょうは 80 床を 88 床だと。10 %の枠組みは増減できるのだと。8 床はショートで使うのだという話はこの間、前

回の時に説明をしたのだけれども、今回は 80 床だと。だから、その枠が前の老健の 80 床の時の 75・6 床までは一般で使っていたけれども、ショートのために常に 5・6 床は空けておくのだと。いままでそうしてきた。今回、30 床増えて 80 床の枠を取ったと。そうしたら、10 %まではオーバーをしても認められるよという話を頭のどこかで記憶があるのですけれども、それが定かでないものですからお願いします。

**平野委員長** 武藤室長。

**武藤包括ケア推進室長** 前段のことなのですけれども、特養は 4 月から運営します。老健の廃止について、私の説明がまずかったのですけれども、老健は 3 月 31 日付で廃止します。つまり同時廃止と開始はほぼ同時になるということになります。申し訳ありません。

2 点目、特養は現在 80 床で認可をもらいました。それで、ここはあくまで特養で、このほかに短期入所施設を 8 床予定しております。こちらのほうについては、圏域協議会の整備の協議の対象にはなっていないので、あくまでも 80 床が特養で、それと以前にも説明をしているとおり、ショートステイ 8 床を別枠で設定しています。

**平野委員長** ほか。

竹田委員。

**竹田委員** いまの 80 床の関係、現時点では例えば老健の 40 名あまり、特養の 50 近い数字の入所。あわせれば、まず 80 床満床というふうに思っています。実態はどうか。当然、施設の入所基準だとかいろいろあるわけだから、現時点でいいですからスタートから満床でいけるのか。スタートの時点では、いろんなこれから老健に入所しているかたへのいろんな意向等も打診しながらどうこうと動きがあると思うのですけれども、現段階でのスタート時点のベッド数の見込みはどうかという部分。やはり老健の場合、前回待機がゼロという実態も報告されていたものですから、スタートした稼働率が悪いということになれば、50 床でも経営は何とかなるのだから、80 床だったら安泰だというそういう考えもあるのですけれども、はたしてスタートの時点がどうかという部分を現時点で結構ですから。

それともう 1 点、1 ページの後段に職員の処遇の部分で記載されています。前回の資料でも 4 月の 28 日、4 月の 19 日の中でも職員の処遇の部分で縷々、だいたい同じようなことを記載をしていると思うのですけれども。最終的には病院事業としての事業運営ですから、町の非常勤職員の規定に基づく処遇だろうと思うのです。ただ、私達も確認はしていませんけれども、現萩愛会の職員その人によっては、結構ベースというか給料が賃金が高いという部分の話もよく耳にするのですけれども、その辺というのはこの「現状を下限として整備をする」、その考えといま言われたような部分のそういう構図がないのかどうか。あくまでもうちの町の非常勤の賃金体系で、この部分が全部収まるのかどうかという部分も含めて。

**平野委員長** 武藤室長。

**武藤包括ケア推進室長** まず前段のほうの開始時の入所者の見込みなのですけれども、現在、恵心園側で 50 名、老健側のいわゆる長期入所されているかたがだいたい 50 名程度いらっしゃると思います。なので現時点では、満床の見込みとなっております。なお、足すと 100 名程度になるのですけれども、これからご本人のご意向、あるいはその前に退所されるかたもいらっしゃるのかもしれませんが、もし入れないかたについては誠意を持って

対応させていただくこととしております。

**平野委員長** 平野事務局長。

**平野病院事業事務局長** 2点目の職員の処遇の件なのですけれども、恵心園のほうにも正職員のほかに恵心園側では臨時職員と呼んでいるみたいなのですが、臨時職員のかたがいらっしゃいます。二つの職員が混在しておりますので、その混在している職員の賃金格差というのも実は結構あるのです。ですので、そこをうまく使い分けなければいけないのかなというように考えております。ですので当然、現在ある町並びに病院事業の給与規定を適用させるのが一番なのですけれども、それでは人件費が高騰するというようなケースも考えられますので、現在そこは恵心園と少し新たな仕組みを作れないかどうかということで、協議を進めているところでございます。ですので、新たな仕組みを作る段階で、現状の賃金を下回らないというようなことで、進めていきたいというふうに考えています。

また、町独自の給与システムを作るということは、なかなか容易でないところがありますので、やはり給与表等につきましては、人事院という規則がありますので、その規則の中で何らかの給与表を適用できないかというようなものを現在模索している最中でございます。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 町としての考えは、わかった。私は当初、例えば恵心園と老健の対等合併、合併ではないのですけれども、対等合併みたいな協議で進んできたのであれば、いま言われるようなことでやむを得ないだろうと思うのだけれども。どっちかと言えば吸収統合みたいな形でないのかなというふうに思っていたものですから、そうすれば当然、町の賃金体系とかそれが基本になるだろうというふうに思って。ただ、温情と言いますかそういう配慮をしながら別なやはり構図もこれから検討していくよということしかそれもやむを得ないのかなというふうに思うのですけれども、その辺副町長、どうなのだろう。経営統合に係る経過の流れの中で、恵心園は例えば匙を投げたとか万歳した。それを受けますよという最終的にはそうなったのかなと私はそういう捉え方をしていたものだから、そうすればそこまで考えなくてもいいのかなという部分もありますし、現在、菽愛会に勤めている職員のことをいろいろ配慮すればそういうことも必要なのかなと思うのですけれども、その辺がどっちをどうすればいいのかと我々も判断として非常に困るのですけれども、その辺の経過含めた部分というのはどうなのですか

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** ただいまの竹田委員のご質問に対して、職種で少し考えてもらえればいいのかというふうに思います。決して職種で差別するという考え方ではないのですが、町の施設であるいさりびについては、ケアマネージャーあるいは看護師については、自治体職員です。恵心園のほうにもケアマネージャー、看護師がいらっしゃいます。同じ施設で働くといった時に、自治体職員にするかというところが出てきます。それは、非常勤職員では救いきれないとか賃金の差がありすぎるのです。そこを解消するために、これはまだ仮の案なのですが、事業の職員ということで、恵心園のほうから移られてくる職員については、いわゆる病院事業の中の事業職員というような考え方ができないだろうか。そういうところで、新たな就業規則なり給与規定を作っていけないだろうかということで、それがいまのこの説明にある「下限とする」というところを上回るために、ところが職員に

してしまうと申し訳ないのですが、公務員ということになると経験年数で再計算をするとポンと上がってしまうという。これは、経営にまた大きな将来の不安材料になっていきますから、そこをうまく着地点を作りたいというのが現在の考え方です。ですから、本人にとっても決してマイナスにはなりません。ただ、職員間で比較をするという現実もありますから、そこを納得してもらえようなすごく矛盾するような言い方で申し訳ないのですが、そこも納得性を持ってもらえようなしっかりと昇級もするのですよというところも見せながら、移ってもらえるように。移ってもらわないとまた経営が職員がいなくてきませんので、そこら辺のところも我々としては考えながら、恵心園にいま勤めている方々が安心して移ってこれるようにと。それでなくても、一緒になることによって、しかも個室になることによって、いままでのケアのあり方が変わってきますから、その辺の移行時の訓練なんかもやっていかなければいけないので、まず処遇面で言うと給与面でのあるいは勤務面での不安がないような形で作っていきたいというふうに思っています。

具体的にいま示せないというのが申し訳ないのですが、これ恵心園のいま事務長、施設長と打ち合わせをしながら詰めの作業をしていきますので、その上で職員の皆さんには説明をしていきたいというふうに思っています。このスケジュールにもありますけれども、そういったことでもう少し時間をいただければというふうに思います。

**平野委員長** ほか。

又地委員。

**又地委員** いまの話の続きをちょっと。そうすると恵心園の職員、それから老健の職員、この中で余剰人員が余る職員が出てくるのかどうかと。それをやはり恵心園なり老健に勤めていて、やはり生活の糧としている人方がいるわけですね。その中で、いろいろいま副町長が言ったような中で、例えば職場を追われる人というか表現は悪いけれども、そういう余剰人員が発生するのかどうか。その辺もちょっと聞いておきたいのが1点。

それと、5月31日の部分の3番目、「本人及び家族の意向を尊重し、適切な措置を講じる」とある中で、それと2ページの6月下旬、特養・老健入所者及び家族への説明。そして且つ、「説明後、意向確認の開始」とこうあるのですよね。この辺もう少し突っ込んだ説明をしてほしい。そのあとに、住民説明会があるのですよね。住民説明会にはどんな説明会を開くのかということとあわせて。私は、これ例えば何回か説明を受ける中で、「本人及び家族の意向を尊重し、適切な措置を講じる」、この中で例えばいま老健にいる人、あるいは特養にいる人、この金額の差というのはあるの。これは、わかりました。平均して4万円くらい上がるという説明もありましたよね。その中で、「適切な措置を講じる」という部分が入所する人によって不公平であればだめなのですよね。だから、家族への説明で意向確認の開始とこうある部分の中身が私には見えないのですよ。その辺ちょっと噛み砕いた説明をお願いしたい。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** 余剰人員の関係のお尋ねです。まず、直接処遇職員、介護福祉士ですとかケアマネージャー、あるいは看護師等につきましては、現在、老健のほうの職員が満度にはないと。80人定員の分の職員数にはなっていません。減っていますので、恵心園のほうから来ることによって、80人定員をぴったり埋まるくらいの職員数になります。これは、たまたまそういう結果になっているということなのですが、ということで余剰人員は出ると

いうふうには判断をしておりません。ただ、施設の管理運営については、恵心園側のほうの警備ですとか、あるいは外回りの営繕をするかた、こういった方々はいまもいらっしゃるから、老健施設で必要かということそこはなかなか埋まらないということになるろうかと思えます。その辺はほかの部門に転用がきくのであれば、そういうことも含めて検討はしてまいります。いまのところ直接入所者に関わる職員については、余剰人員は出ないという判断をもっています。

**平野委員長** 武藤室長。

**武藤包括ケア推進室長** 家族のかた、入所者のかた、住民説明会について、お答えさせていただきます。

まず、家族、入所者のかたについてはこれまでの経過、そして来年 4 月からどうなのかと。要は、特養がいさりびに移って、老健は廃止になりますよね。まず、そういう事実関係の説明、そのあとに料金、あとはもう一つは家族のかたです。いま料金が高くなるのであれば、ほかのところに行きたい。あるいは老健に入っているかたで、やはりほかの老健に入りたい。こういうかたもいらっしゃるでしょうし、在宅へそれであれば帰りたいと、ご家族のご事情が許すのであれば。そういうかたもいらっしゃるかと思えます。まずは、事実関係を説明したあとに、そのあと個々にご家族、入所者の希望を聞いた上、基本的にはまだ新しい施設に移っていただくことを大前提に考えておりますが、それぞれご事情がありますので、そのかたについては個々にご希望を聞いて、最大限一番良い方策、これを考えていきたいなというふうに考えております。

なお、住民のかたへの説明についてなのですが、いま申し上げましたまずはこれまでの経過、事実関係等々を含めまして、示せるのであれば町の大まかな方向性はどうかというところまでいければいいのですけれども、なかなか時間もないことですし。あと、ことし今年度中に第 7 期の介護保険事業計画、平成 30 年度からの計画を作る関係もありますので、基本的な方向性は今年度いっぱいでもとめることとなりますので、方向性についてまではお示しができないのかなというふうに考えております。以上です。

**平野委員長** 又地委員。

**又地委員** そうすると、前の説明の時だったと思うのですが、仮に例えば 4 万円一気に上がりますよと。そうしたら、時限立法的な考えで順次 3 年くらいで新料金にというようにその政策は考えていますか。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** 現在の特別養護老人ホームの個室の基準と言いますか制度の中に、社会福祉法人等の減額免除、減免措置というのがございます。これは、国と道が自主主体である今度は木古内町になりますけれども、木古内町が減免をしますというふうなことで手続きを取りますと、8 分の 3 国と道から負担があります。残りの 8 分の 5 を町村が出すと。これは事業主体ということで。そうしますとこれは収入のあるかた、いわゆる課税のかたは除かれます。非課税のかたで負担が困難なかたへの救済措置ということになっていきますので、まずそれをやりましょうと。それと一方で、所得のあるかた、課税のかたです。この方々は、負担能力はあるという判断をします。そこで、過去の例として平成 17 年に老健が 36 床から 80 床の多床室から個室に変わった時に、減免措置はやっていません。その負担が増えますよということでご説明をし、入所を継続するかたについては負担増を伴って入

っていただいているというような手続きを行っていますので、これは踏襲したいなというふうに思っております。

まとめると社会福祉法人等の減額免除措置を取り入れながら、課税者。課税者というのは、所得が多いわけですから、3万・4万増えても負担能力はあるという判断でございますの、実際そういう収入を得られている方々ですから、入所の継続は難しくはないということで、そういう説明を今後、家族の皆さんにはしていきたいというふうに思っております。

**平野委員長** 又地委員。

**又地委員** 所得の多い人はいい、課税者は。例えば木古内から函館の施設に入っている人で、こういう例がある。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** 所得のないかたについては、社会福祉法人等の減額免除措置をやりますと言っているのですけれども。

**平野委員長** 又地委員。

**又地委員** それはぜひお願いしたい。例えば、木古内から函館のホームに入っている人で、こういう例がある。例えば、旦那さんは厚生年金を受給していると。それで、それなりのところには入っている。ところが、奥さんの年金が少ないわけです。少なくても、夫婦同じ施設に入れないと。これは、やはり経済的な部分。お父さんとお母さんが別々に、お互い違うところの施設に入所しているというあれがあるのですよ。これは、大変悲しいことだなとそう思いながら、いまの話をしたわけです。何とかそういう不都合がないように、十分気を付けて取り組んでいただきたいとそう思います。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** 先ほどの8分の3の補助がありますという話をしました。8分の5町が負担をする、事業者が負担をするという覚悟を決めなければなりません。それは、決して低い金額ではありません。いま計算をしているのでは、年額で250万から300万くらいは町が負担をしなければならないのかなというような状況です。

**平野委員長** 因みにその制度というのは、何年縛りとかがあるのですか。

武藤室長。

**武藤包括ケア推進室長** この制度は縛りはございません。介護保険制度がはじまった平成12年度から国の国庫補助事業としてある制度でございます。

**平野委員長** その入所者のかたが極端な話ですけれども、亡くなるまでは町がずっと8分の5を負担しますよという制度なのですね。ただ、所得の低い人、あるいは金額が上がったから入所できないという人の対応策としてはいいのですけれども、所得が高いある人にとってもこの増額というのは間違いなく負担なわけですから。そこで、入所者の処遇ということで、これまでもユニット型特養一部負担金や激減緩和等を含めて、今回については家族の意向を尊重して適切な措置を講じるというのは、あくまで低所得者の人だけというようなお話に聞こえるのですけれども、そういう解釈でよろしいのでしょうか。だとすると、所得のある人については、当たり前にならなくなった分は負担していただきますという町の方針をこれから説明して理解をいただきたいという方向なわけですね。よろしいですか、皆さん。

竹田委員。



**竹田委員** 先ほど議長から出されていた、例えばたまさか函館の例の部分を出していただきましたよね。厚生年金と国民年金は、例えば同じ施設に入れないという。ちょっと頭をひねるのだけれども、特養であれば当然例えば課税世帯になっているという実態なのかなというふうに思うのだけれども、その辺は副町長、やはり福祉都市木古内としての政策として、何かそういう実態がもしあるとすれば、新たな部分を考えてもいいのではないかなという気がするのです。どういう事態が出てくるかわからないけれども、確かに軽減の部分で 250 万円ほどの一般財源の持ち出しになるよと。やはり 250 万円をかけても 300 万円をかけてもやはりそのことによって福祉都市の町が経営も良いですし、そのことで木古内町が注目されるということであれば、そのくらいの財源は投入してもいいだろうというふうに個人的には思うのですよね。その辺あんまり制度ばかりにこだわらないで、福祉都市としての緩和策を大胆に出すような検討をしてください。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 2 時 34 分

**再開** 午後 2 時 44 分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか、質疑をお受けします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ、以上をもちまして、保健福祉課並びに病院事業の経営統合についての調査を終えたいと思います。

お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 2 時 45 分

**再開** 午後 2 時 55 分

## <産業経済課>

### ・プレミアム商品券発行事業について

**平野委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

続いての課は、産業経済課でございます。お疲れ様でございます。

調査項目といたしまして、プレミアム商品券発行事業についてでございます。

早速、資料の説明を求めます。

木村課長。

**木村産業経済課長** 皆さん、どうもお疲れ様です。産業経済課の木村です。

プレミアム商品券発行事業については、昨年、一昨年に引き続いて、今年度も行うことになりました。販売に先駆けて、今年度の商品券発行事業の概要と昨年の発行事業の実績などについて説明したいと思います。

それでは、担当主査より今年度の発行事業の取扱要領について、説明いたします。

**平野委員長** 福井（弘）主査。

**福井（弘）主査** 産業経済課水産商工グループ、福井です。

それでは、私のほうから平成 29 年度プレミアム商品券発行事業取扱要領について、ご説明させていただきます。

1 ページ目をお開きください。

1. 目的につきましては、木古内町全域、全業種の加盟店全てで使用できる商品券を発行することで、町外の消費購買流出の防止と地元消費の拡大を図り、地域経済の活性化に資することを目的としてございます。

2. 商品券の管理者及び販売日時等につきましては、管理者は木古内商工会となっております。商品券名は、北海道新幹線開業 1 周年記念はやぶさ商品券で、販売予定日は平成 29 年 6 月 30 日の午前 10 時から午後 5 時までとなっております。完売次第終了となりまして、完売しなかった場合はその後、随時販売してまいります。使用期間につきましては、平成 29 年 7 月 1 日から 12 月 31 日までとなっております。販売場所につきましては商工会館、札幌みらい館、泉沢改善センター、釜谷ゆうなぎ館でございます。販売額は 1 万円で、1 万 2,000 円分の商品券となっております。プレミアム率につきましては、20% となります。商品券の内容につきましては、全店共通で使用できる 1,000 円の券と木古内商工会員店のみで使用できる 500 円券の 2 種類となっております。1 万 2,000 円の額面のうち、全店共通券を 5,000 円分、商工会員店券を 7,000 円分としてございます。発行総額は 6,000 万円となっております。5,000 セットの販売となります。使用方法につきましては、記載のとおりとなっております。

3. 取扱事業者につきましては、記載のとおりとなっております。

4. 商品券の内容につきましては、種類及び使用期間は先ほどご説明させていただきましたので割愛させていただきます。商品券の使用期間及び厳守事項は、記載のとおりとなっております。

2 ページ目をお開きください。

5. 換金手続きにつきましては、加盟店は受け取った商品券を換金期間以内に商工会に持参し、額面金額を現金払いといたします。ただし、換金は 1 週間に 1 回としてございまして、大型店につきましては月 1 回の振込としてございます。

6. 換金期間につきましては、平成 29 年 7 月 7 日から平成 30 年 1 月 9 日までとしてございます。

7. 負担金につきましては、商工会非会員の大型店などから換金額の 3% を負担金として徴収いたします。

8. 商品券発行と回収手順につきましては、図示のとおりでございます。

以上で、平成 29 年度プレミアム商品券発行事業についてのご説明を終わります。

**平野委員長** 木村課長。

**木村産業経済課長** 前年度の発行事業の説明をしたいと思います。

3 ページ以降をご覧ください。

平成 28 年度実施のプレミアム商品券発行事業の状況と分析でございます。3 ページと 4 ページ・5 ページ上段には、それぞれの状況と比較的に見やすいようなグラフを添付してございます。5 ページ中段、8 の分析結果を口述いたしますので、それぞれご参照しながら

ご確認ください。

まず1.販売状況その1では、平成27年度に引き続き100%の販売となっております。

2.販売状況その2では、会員券が58.3%、共通券が41.7%となっております。

3.加盟店の状況から、飲食業と食料品が46%と過半に近い割合となっております。前回に比べ加盟店は、48店から50店と2店増となっております。

4.事業者の利用状況から、未利用店が1.2%とほぼ満遍なく利用されております。

5.業種別利用状況から食料品、飲食、日用雑貨で過半を占めております。前回に比べ飲食業が8.2ポイント、灯油・ガスが1.0ポイント増加し、食料品が2.6ポイント、日用雑貨が2.1ポイント、菓子が2.4ポイント減少しております。

6.業種別個店ごと利用状況から各個店での利用は、日用雑貨が300万円台で、灯油・ガスが約300万円、食料品が100万円台となっております。一方、菓子、飲食業、衣料・寝具は、個店平均を下回っております。参考までに個店平均は、119万8,440円となっております。販売総額に相違があるため、単純な前回比較はできませんが、修正数値などでみた場合、灯油・ガス、飲食、家電が増加して、日用雑貨、食料品、菓子、衣料・寝具が減少しております。

7.会員店と大型店等の利用状況では、会員店の利用状況が76.3%となっております。前回に比べ若干ではあるが、会員店の利用が増加しております。4.事業者の利用状況や5.業種別利用状況、6.業種別個店ごと利用状況から、業種及び個店に相当のばらつきがあります。2.販売状況やその2や7.会員店と大型店等の利用状況から、大型店で使用できるにも関わらず、会員店で使用された商品券が15ポイント程度あることがわかります。以上でございます。

きょう、議員の皆さん方から意見を受けて、反映できるものについては、先ほど主査が説明がした今年度の事業について反映していきたいと思っております。なお、平成30年度以降については、プレミアム商品券の継続も選択肢ではありますが、6月の議会に提案予定の中小企業小規模企業振興基本条例を制定して、その中で定められている振興基本計画の策定、そしてその展開において中小企業小規模企業店を支援してまいりたいと思っております。以上です。

**平野委員長** 説明が終わりましたので、質疑があればお受けします。

新井田委員。

**新井田委員** 何点かお聞きしたいと思います。

ことしのご説明があったように、昨年に引き続き、非常に我が町にとっては経済的な活性化なる施策ということで、大変期待はしております。

そういう中で、27年度と28年度の資料も交えながら非常にわかりやすく資料として記載されている部分がありますので、大変見やすくなっているというふうに感じております。

そういう中で、4ページの4の事業者の利用状況と。商品券に関しては、販売は100%だということではほぼ100%の完売なのだけれども、事業者の利用状況ということで、2%のいわゆる未使用があるという状況です。以前も何かの機会でのいわゆる使っていないかたの周知に関しての話が出たというふうに個人的に思っているのですけれども、この辺やはり6,000万円の中でたかだか2%ということですのでけれども、金額にすると120万円ぐらいですね。だから、これは金額ベースでいくと相当大きい金額かなというような認識

はあるのですけれども、この辺の次回に対する取り組み。商品券は完売だよと。けれども、残念ながらこういうふうな未使用が残るということは、やはり買ったかたも非常に後悔の部分はあるのではないかと思います。そういう中で、やはり商工会なのかあるいは行政なのか、その辺をきちんと消費者に周知をするということも考えていかなければならない一つではないかなとそんなふうに思っています。その辺の対応。

それと、9月の決算審査特別委員会でもちょっと話が出ましたけれども、これだけ分析をされているのですよね、5ページ。そういう中で、分析にただ終わっている状況の中で、やはりリターンの部分ですよね。その部分が今回のプレミアム商品券の発行の中で、ざっくりながらどの程度のリターンが町としても見込めるのかという部分が記載がなかったのですけれども、この辺の部分をどう考えているかあわせてわかる範囲でお尋ねをさせていただきたいと思います。

**平野委員長** 木村課長。

**木村産業経済課長** まず前段の利用状況でございます。4ページの上段です。

これについては、購入したプレミアム商品券の利用ということではなくて、加盟店のうち利用された店がどの程度の割合かということでございます。したがって、未利用の1.2%というのは、ここではこのプレミアム商品券が使わなかったということでございます。参考までに5ページの7.会員店と大型店等の利用状況の中で、金額で合計が記載されております。6,000万円のうち、これはプレミアムを除いた金額ですが、5,992万2,000円、99.87%が使用されているという状況でございます。

それと後段のリターン見込みということでございます。これについては、なかなか定数的に比較検討というのは厳しいものがあるとは思っておりますけれども、例えば20%のプレミアムに対して3分の2が通常の日常的な使用でないものの活用だとした場合に、600万円から700万円が消費増嵩効果というふうに私は考えます。それに対しての各個店の売上に対しての税収増とかあるいは地域域内の経済の活性化などが考えられるというふうに思います。以上です。

**平野委員長** 新井田委員。

**新井田委員** 1点目の私のほうの資料の見方が間違っていましたけれども、いずれにしても満額をという形には当然なっていないわけで、この辺をやはりとにかくこういう企画をしたわけですから、先ほども言いましたように商工会なのかあるいは行政なのかどちらの役割分担があるのかわかりませんが、この辺をやはり消費者に徹底した周知を12月末までですけれども、していくということをやりたいと思います。その辺をどうするのか、もう1回見解をお伺いします。

**平野委員長** 木村課長。

**木村産業経済課長** 実施主体は商工会なものですから、商工会のほうと相談をしながら取り進めということになります。この間も購入した商品券が未活用にならないように、防災無線などで周知をしておりますので、さらに消費者の不利にならないように対応してまいりたいと思います。以上です。

**平野委員長** 因みに昨年も防災無線でいつまでという周知があつて、その数字のきちんとした金額はわかりませんが、その効果もあつて8万円まで減ったという見解ですよね。ことしゼロになるのがもちろん理想ですけれども。去年同様、それ以上の取り組みを

望むということですので。

ほか。

鈴木委員。

**鈴木委員** プレミアム商品券の事業の状況と分析というのでわかりやすいなという感じで見ていたのですけれども、一つわかる範囲で構いませんので、購入者の年齢というのはどうでしょうか。我が町の45%高齢化率を考える中で、買われたかたがだいたい何歳くらいのかたが購入されているのでしょうか。ざっくりで構いません。

**平野委員長** 木村課長。

**木村産業経済課長** 27年度についてはアンケートなりを取っておりませんので、不明です。ただし、26年度はサンプル数として100前後だったのですけれども、アンケートを取らせていただきました。やはり高齢者の割合がかなり高かったというふうに記憶をしています。以上です。

**平野委員長** 鈴木委員。

**鈴木委員** わかりました。確か前回、去年もすぐ完売したというぐらい町民のかたに「1年に一度のプレミアム商品券が楽しみだ」という町民のかたの声も聞くのですけれども、ただ中には足腰がちょっと不自由だったり、高齢者のかたで買いに行きたいのだけれども、買いに行ったら売り切れていたとか、防災無線等を使ってしっかり周知はされているとは思いますが、公平性の部分を考えて例えば足腰がちょっと不自由な高齢者のかた、買いたい意思はあるけれども買えないとかその辺りのサポートについては、いまのところどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

**平野委員長** 木村課長。

**木村産業経済課長** 事業主体の商工会では考えていないと思います。売り切れ時間なのですけれども、昨年状況は商工会は13時すぎだったと思います。札苅・泉沢・釜谷は、14時・15時くらいだったと思います。したがって、その中で購入していただければありがたいのですけれども、もしそのような実態があるとすれば、議員のほうから少し教えていただいて、どのようにするか商工会と相談していきたいと思います。以上です。

**平野委員長** ほか。

相澤委員。

**相澤委員** 鈴木委員と重なる部分もあるのですけれども、売った時の買えなかった人が結構いるみたいなことで聞いています。その辺は善処をお願いします。

それから、換金期間なのでもすけれども、30年の1月9日までという形で載っているのですけれども、これは大丈夫ですか。12月31日まで扱っていて、一週間ほとんど休みですよ、商工会も。お正月の。その辺ちょっと考えてやったほうがいいのではないかなと思われるのですが、いかがでしょうか。

**平野委員長** 木村課長。

**木村産業経済課長** 消費者が使用できるのが12月31日までです。事業者が商工会事務局での換金が1月9日までということで、おおよそこの年内のものについては、年内に換金に行くと思うのです。事業者も年越しなり含めて。ですから、最後の何日間かについて、年を越して1月になると思うのですけれども、私は消費者ではなくて事業者が交換に行くというのは、そんなに手間ではないというふうに思っています。ただ、いま懸念もわかり

ますので、商工会事務局のほうと相談をして、少し検討をしてみたいと思います。以上です。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** 一つ確認をしたいのですが、全店ということで説明を受けました。町内にある大型店全部対象というようなことでいいのですか。

**平野委員長** 福井（弘）主査。

**福井（弘）主査** いま現在参加協力をいただく加盟店につきまして、商工会さんを通じてご案内をさせていただいております。本日現在では、大型店は昨年3店舗、コープさっぽろさんときこりろさんとラルズさんだったので、コープときこりろさんからも参加をしたいということでご連絡が来ているということで、あとラルズさんからたぶん今週中に返事が戻ってくる予定じゃないかということで、事務局からは伺っております。

**平野委員長** 竹田委員。

**竹田委員** そうすれば全店ではなくて、駅前のツルハは去年確か入っていなかったのだけれども、ことしも同様なのですか。

**平野委員長** 福井（弘）主査。

**福井（弘）主査** 基本的には、町内に事業所があるところは全てご案内をさせていただいているということで、商工会さんのほうから伺っております。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後3時16分

**再開** 午後3時20分

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

新井田委員。

**新井田委員** もう一つ、二つぐらい。4ページの分析の中で業種別個店ごと利用状況という資料があるのですが、この中で特に突出しているのが菓子と衣料・寝具なのですが、27年度と比べたら半分以下ですよ。これは、何か特別な要因があって、こういう要因に対しての対策とか商工会とは詰めているのですか。この辺をちょっと確認したいです。

**平野委員長** 木村課長。

**木村産業経済課長** 菓子については、道の駅ができたことによって、町内の菓子個店で買われていたかたが道の駅で買われたのではないかなというふうに思っています。衣料・寝具は、たまたまの需要が27年度にあったのではないかなと。少しその要因というのが諮りかねます。商工会とも意見交換をしてもなかなかその要因というものが出づらということです。以上です。

**平野委員長** 新井田委員。

**新井田委員** ある意味、商工会さんの動きもやはり行政としてもこんな意見が出ましたよということをお声で言ってもらいたい部分があります。

もう一つ、この分析結果いろいろ見方をいただいているのですが、結果は結果と

してわかるのですけれども、いま言ったように行政としての今後の展開という部分でいけば、こういう分析を踏まえながら商工会との連携をどう取っていくのかと。いろんな項目を並べた部分のいろんな見方はあるのですけれども、感ずるに大変ちょっと委員長も商工会に絡んでいる部分があるのですけれども、それは委員としての立場でものを言っているのでご了承願いたい部分はあるのですけれども。やはりいま言ったように先ほど言ったように、あまりこういう良い資料があって、なお且つ2年かそこら辺の実践の経験がある中で、あまり内容を分析されていないというのが私の個人的な認識です。せっかくやはりこういう事業展開の中で、我が町の個店に対する思いとか商工会としてどう取り組まなければいけないのかという部分がやはりちょっと足りないのかなというような思いがあります。ですから、こういう資料を今後やはりきちんと商工会さんのほうにも申し入れをしながらいろんな部会があるはずなので、その辺をうまく活用していただきながら、活性化につなげていってもらいたいというようなここは良い機会だと思うのですね。ですから、これを景気にどんどん行政としてもお願いなり意見を申し上げて良い方向に持っていければなとそんなふうの一つ思っていますので、その辺一つよろしくお願いします。

**平野委員長** 木村課長。

**木村産業経済課長** プレミアム商品券のみでは、なかなか分析しづらいところがあります。

一方で、商工会のほうでことしの3月末で中小企業庁のほうから経営発達支援計画というのが認定されています。この中で、消費動向マーケティング調査なども行っておりました、先ほどプレミアム商品券事業でどういう要因と聞かれたような感じのものも類似の設問などで一定程度分析されているようです。したがって、この経営発達支援計画と先ほど若干申し上げましたが、木古内町で小規模企業の支援をする法令と計画を今後、策定に向けて取り組んでまいりたいと思いますので、その中で商工会と協働して対応していきたいと思います。以上です。

**平野委員長** ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ、以上でプレミアム商品券発行事業について、終えたいと思います。

### 3. その他

#### <産業経済課>

##### ・船舶進水上架台整備事業について

**平野委員長** それでは、その他の項目に移りますが、同じく産業経済課で船舶進水上架台整備事業について。これが資料を皆さん見ていると思いますが、6月の定例会に出てくるのです。補正に出てきますので、事前に常任委員会の中でどのような協議の対策をしましょうかと事務局で協議をしたところ、この事業自体がちょっと聞いたことのない事業ですので、この事業の趣旨等についてはその他の項目として説明をいただきましょうという経緯がありましたので、それもあわせて報告をさせていただきます。

それでは早速、資料の説明をお願いします。

福井(弘)主査。

**福井(弘)主査** それでは、私のほうから2番目、上架進水船台整備事業についてご説明い

たします。

6 ページ目をお開きください。

1. 概要につきましては、平成 24 年度以降高海水温による漁業への影響などから急激な回遊魚の漁獲減が著しい状況であるものの、当組合においての鮮魚の取扱高は全体の約 40 % を占める基幹事業となっているため、漁業活動を安全に行うためには日ごろからの漁船の整備及び修繕が必要となっております。しかし、共同利用施設であります上架進水台施設は、整備後 25 年以上経過し、特に漁船の進水船台においては、腐食が激しい状況となっております。今回、進水船台を整備することで、漁船の整備や急なトラブルにも対応できる体制をつくることでの漁家の安定経営を図ることを目的に行うものでございます。

2 番目、事業主体につきましては、上磯郡漁業協同組合となっております。

3 番目、補正額につきましては、上架進水船台整備事業補助金といたしまして、100 万円となっております。

4. 事業費の全体事業費につきましては、227 万 8,800 円となっております。そのうちの 27 万 88,000 円を進水船台利用漁業者による団体「札苺漁港利用協議会」が負担いたします。上磯郡漁業協同組合が残りの 2 分の 1 の 100 万円を負担し、木古内町も 2 分の 1 の 100 万円を負担することとしてございます。

5. 事業内容につきましては、上架進水船台の台車を 1 台の 201 万 9,600 円となっております。運搬費としまして 4 万 3,200 円、諸経費といたしまして 21 万 6,000 円となっております。

6. 整備箇所につきましては、現在、整備しております木古内漁港（札苺地区）の船揚場、旧札苺漁港となっております。

7 ページ目をお開きください。

上架進水船台の図面となっております。横幅が 2.3 m、長さが 8 m となっております。本体は鋼鉄製となっております。防錆加工を施す使用となっております。

8 ページ目をお開きください。

上架進水船台の整備箇所図となっております。旧札苺漁港の南護岸前の船揚場に整備いたします。

9 ページ目をお開きください。

上架進水船台の現在の状況となっております。上の写真が全体写真となっております。手前が海側となっております。下の写真につきましては、船体を支える支柱となっております。ご覧のとおり腐食が激しい状況となっております。

以上で、上架進水船台整備事業についての説明を終わらせていただきます。

**平野委員長** 副町長。

**大野副町長** この件につきましては、5 月の連休明けに上磯郡漁協の組合長、そして専務理事がお見えになって要望を受けました。その際に、漁業者の施設ですのなるべくでしたら 11 月に予算の取りまとめをする時に出していただいて、当初予算に間に合うようにやらせてほしいのだということで話をさせてもらったのですが、大丈夫だろうと思っていたようなのですけれども、実際に使ってみたら上架船台が腐食が激しくて、7 t・8 t とかという船が上げることができない、巻き上げすることができないという状況なものですから、整備ができなくていま漁港内に止めているのだと。なるべく行政に支援をいただいて、早



く整備をさせてほしいと。この施設については、町内では札苧漁港だけなのです。知内は中の川にあります。また、北斗のほうでは当別にあるのですが、そちらのほうは既にその漁業者が利用をするということで、予定が入っているということで、なかなか空かないものですから、木古内の漁業者がいま待っているという状況でございましたので、やむを得ないなということで、補正予算で提案をさせてもらおうというふうに思っております。よろしくをお願いします。

**平野委員長** 質疑を受けます。

福嶋委員。

**福嶋委員** いままで私、25年経ったというふうなことで現職の時も聞いたことがないのだけれども、いままで滑り台の話が何回か漁港に滑りが悪くなったと。この写真を見て25年も経ったなら仕方がないけれども、これだけで例えば船上げの機械もあるし、ワイヤーもあるだろうし、これどうして引っ張ってきたやつを船をその都度上げるのか、例えば年に何回か上げるのか、その辺の内容をちょっとわかる範囲内で。

**平野委員長** 福井（弘）主査。

**福井（弘）主査** こちらの進水船台につきましては、福嶋委員の言われるとおりの、巻き上げ機が別にございまして、そちらにつきましてはこの協議会のメンバーの皆さんのほうの負担で4・5年くらいでワイヤーを交換したりですとか、巻き上げ機のエンジンも以前5年くらい前に、そちらも20年くらい保つそうなのですけれども、そちらは修理をしているということでございました。

また、こちらの施設の利用状況なのですけれども、概ねだいたい春と秋の2回ぐらいに、春はこれから漁がはじまりますので、その際に船の整備をします。秋は逆に冬に向かっていきますので、夏の時期を使い終わった船をもう一度整備をして越冬させるためにということで、概ねだいたい2回ぐらいは最低利用されているということでございました。

また、その都度船を札苧漁港の船揚場のほうに持ってきてまして、この船台の上の乗せて整備をされるということでございます。以上でございます。

**平野委員長** 追加で、福井（弘）主査。

**福井（弘）主査** だいたい何センチくらい上がるかと言いますと、1 mまで上がらないですけれども、5・60 cmぐらいは船台が上がるような、潜って作業ができるような形になってございます。

あと、年間だいたい30回前後ぐらいは、この施設を利用していただいているということでございます。

**平野委員長** 因みに、もちろん組合員のかたが負担している部分もあるので、組合員の人船しか整備はできないということなのですよ。

相澤委員。

**相澤委員** ものはわかるのですが、使わない時期はそのままさらしておく状態なのですか。例えば上屋をかけて閉まっておくとかそういう状態にはならないのでしょうか。

**平野委員長** 福井（弘）主査。

**福井（弘）主査** この進水船台は8 mと約2.5 mくらいですので、なかなかしま場所がないという状況でございまして、基本的にはそこに船揚場に置いているような形で。ただ、ワイヤーとエンジンは小屋がございまして、そちらのほうに片付けているという形にな

ってございます。

**平野委員長** 概要の説明と質疑がある程度出ましたので、あとその他何か質問があれば本議会のほうで質問をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、その他も含めて産業経済課の調査を終えたいと思います。

お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 3 時 31 分**

**再開 午後 3 時 40 分**

### <建設水道課>

#### ・環状線通冷水線の通行止について

**平野委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、その他といたしまして先ほど説明したとおり、次第には載っていないのですが、建設水道課から冷水線の通行止めについての説明がありましたので、その他の調査として入れることといたしました。

早速、資料は当日配付ですが配っておりますので、担当課より説明をいただきたいと思っています。

構口課長。

**構口建設水道課長** 本日は、時間をとっていただきありがとうございます。

環状線通冷水線の通行止めについて、私どもから若干説明をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

最初に、資料の最後の平面図をお開き願います。

まず、これまでの工事の経緯について、若干説明いたしたいと思います。

資料のほうは図面なのですが、左側の表から、平成 26 年に道路工事の 1 工区ということで、まず町のほうで施工をしている区間でございます。

平成 27 年になりまして、橋梁工事の下部工を J R の委託で行い、道路工事の 2 工区と 5 工区という工区がありますが、こちらは町のほうで施工をして平成 27 年度に終えております。

去年、平成 28 年に在来線の軌道内にある電化工事の一部をいさりび鉄道のほうに委託をし、工事を進めてまいりました。

当初、平成 28 年に橋梁の上部工の施工を行って、新設道路の供用の開始を平成 28 年度末に予定しておりましたが、それであと旧橋撤去をこの 29 年に予定しておりました。

しかしながら、去年の 8 月に全道的な広範囲に被害をもたらした台風の影響によって、いさりび鉄道側に委託する部分で人的確保ができなかったことで、上部工の工事に着手できないでございました。この 4 月から橋梁上部工の工事によりやく着手できて、現在に至っているところでございます。

今年度平成 29 年度に関しては、残工事の道路工・橋梁工・旧橋撤去を行い、10 月初旬の新設道路の供用開始をまず目指しまして、年内に全ての工事をいれる予定でいま進んで

おります。

資料のほうに沿って説明に入りたいと思います。1 ページ目になります。

通行止めに関する周知の経緯ということで、書かせていただいております。

まず、4 月初旬に住民説明会を実施しております。5 月に入りまして、広報のほうに折り込みチラシを全戸配布しております。各公共施設のほうにも例えば公民館、学校等に大きいポスターを標示しまして、次の 2 ページ目にありますが、この別紙の 1 の大きいサイズのものをそれぞれポスター掲示をしております。今月に入りまして、広報への記事の掲載をしております。あと、ホームページへのアップ、きのう防災無線による周知ということ。あと、通行止めが行われるということの予告の看板も現在設置しております、あす以降迂回路の指示等の看板を設置する予定で動いております、先日施工業者さんと工程協議を終えて通行止めの開始を今月 12 日月曜日 10 時からということにさせていただきましたので、きょうこの場を持って報告させていただくものでございます。

次に、通行止めとそれに絡んで、今回の補正も絡むのですが、当初平成 28 年に通行止めを行う計画としていたのですが、先に述べたとおり台風の影響で今年度にずれ込んだことで、3 工区というのは先ほどの平面図の真ん中ら辺の色を塗っている部分なのですが、この区間が新幹線と在来線の間での道路工事でありまして、施工範囲が狭くということもありまして、迂回路が確保できない現場状況になっておりました。さらに、古い橋の撤去を行う時に 4 工区ということで、図面の真ん中のオレンジらへんなのですが、こちらを施工ヤードと使用することで通行止め期間を短縮して、それに絡んで旧橋にある通信ケーブル NTT なのですが、これが支障となることから仮移設が必要になって、今回補正も伴うものでございます。

次に、通行止め期間の工事工程になります。3 ページになります。

この表なのですが、上から電化工事のその 1、その 2、橋梁工で桁運搬、桁の架設、橋梁舗装、旧橋撤去。その下に入りまして、道路工ということで 3 工区、4 工区、終点交差点、6 工区というものになりますが、こういったことで工程をまず考えております。

現在、橋梁の桁の架設が終わって、橋梁に関する付属の工事を夜間工事を伴って行っております。

3 工区の工事に関しては、新橋梁と新幹線との間の未施工箇所でございますが、その工事を着手して、旧橋の撤去、終点交差点、4 工区の工事を行って、10 月初旬の供用開始を目指しているというところでございます。

最後に 4 ページになります。

今回、旧橋撤去に伴う架空の通信ケーブルの架設費用に関する費用の補正の追加ということで、資料を付けさせていただきました。

今回の補正についてなのですが、この協議が 3 月末に整ったことによって、当初予算計上にできなかったことから今回補正をさせていただくものでございます。今回の議会の予算成立後に、7 月初旬より通信ケーブルの仮設備の工事を行って、本設を 9 月中までに行う予定としております。

資料のほうの説明なのですが、P 4 ページの図面のほうで、これがまず仮移設の図面となります。黒い線がいま現場にある既設ケーブルでございます。これを先に移設しなければ旧橋の撤去ができないということで、まず赤線のほうに仮に移設するものでございます。

次に、めくっていただきまして、5 ページにケーブルの簡略図的なものなのですが、この費用でNTTさんのほうから 120 万円かかりますよということで、いただいた資料となっております。

めくっていただきまして、これが 6 ページになります。これが本移設になります。黒いケーブルがいま仮移設した部分になりまして、今度赤いラインが新設のケーブルになります。今回、赤いラインに関しては、道路の中に入れる埋設でいま考えているものとなっております。

最後に、通行止めの期間について約 4 か月ほどの期間を想定しております。当路線は、町唯一の立体交差のある箇所でございます。有事の際には、緊急車両が優先的に通行する重要路線であることも私どもも認識しております。そういったことから通行止め期間が最短となるよう施工していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、報告を終わります。

**平野委員長** 説明が終わりました。先ほどの休憩中にも話したとおり、6 月の定例会で補正で上がってきます。それに伴う通行止めについて、いまきょう現在で確認しておきたい質問、あとは本会議に残しておきたい質問、それぞれ各委員の判断の下、質問をお受けします。

吉田委員。

**吉田委員** ちょっと確認だけしておきます。

ここは通行止めに車両と歩道ですよ。それで、これがなくなると佐女川の跨線橋が今度使用される。いま佐女川に跨線橋ありますよね。あれのいまの状態とあとこれに伴って、新幹線の下の地下道ありますよね。ここが通行止めになるとあそこはほとんど使われない状態になりますよね。たぶん使わないということは、そこに入らないような措置をしておかないと防犯上やはりその辺の措置もきちんとしますよね、当然。その辺だけちょっと確認をしておきます。

**平野委員長** 構口課長。

**構口建設水道課長** まず人道橋については、この橋に関しても結構老朽化がきているということで、例えば電気が点かないとかそういった事象が結構あります。今回、通行止めになることによって、人道橋の通行も増えるということは私ども認識をしておりますので、いま以上に維持管理のほうには重視して、点検等もしながらやっていくということは当然考えております。

あと地下歩道に関しては、吉田委員がおっしゃるとおり、工事期間中は通れなくなりますので、通行止めということになります。山側、あちらのほうには入れないような手立てを当然取らないといけないことになりますから、その辺も当然やっていくことで処理していきたいと考えています。

**平野委員長** ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 1 点だけ確認で、1 ページ目の住民説明会なのですからけれども、4 月 10 日の告知方法と対象者と何名くらい来たのかだけお知らせいただけますか。

片桐主査。

**片桐主査** 住民説明会ですが、4 月 10 日に行いましたのが、あくまでもいま工事が入りま

すと、大型車両等が入りますので、それに伴う説明会です。対象は、佐女川町内会の会員の皆様、下町町内会の会員の皆様ということで、大型車両等が通りますので、あと若干ですけれども騒音なんかもありますので、その辺のまず確認をさせていただいたということです。当然その説明会の中で、事前に通行止めのお知らせもしております。以上です。

**平野委員長** 参加人数は役員さんだけということですか。

片桐主査。

**片桐主査** 7名です。

**平野委員長** ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** なければ、以上でその他の冷水線の通行止めについての調査を終えたいと思います。

以上をもちまして、建設水道課のその他の報告事項を終えたいと思います。

お疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 3 時 52 分

**再開** 午後 3 時 54 分

#### 4. 意見書

##### ○地方財政の充実・強化を求める意見書

##### ○平成 29 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

**平野委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

定例会 2 週間前ということで、これまで提出されてきた意見書について、協議をしたいと思います。件数については、2 件です。一つ目は、地方財政の充実・強化を求める意見書ということで、括弧書きしておりますが、前回昨年 6 月定例会にも出していますし、毎年出している意見書でございます。中身については皆さん、お目通しをしていますが、簡単な説明を事務局のほうからお願いいたします。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 3 時 55 分

**再開** 午後 3 時 59 分

**平野委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

提出された意見書 2 件について、1 件目の地方財政の充実・強化を求める意見書については、採択といたします。

2 点目の平成 29 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書採択については、不採択といたします。

以上、意見書の協議については、終えたいと思います。

## 5. 閉会中の所管事務調査について

**平野委員長** 続きまして、会議次第の 5 番目、閉会中の所管事務調査について協議をしたと思いますが、先ほど皆様のお手元に資料といいますか配付しているのですが、昨日、委員長、副委員長、そして事務局と一応腹案ということで、作らせていただきました。

それでは、今回 6 月定例会に提出する所管事務調査、9 月定例会までの調査内容ということなのですが、例年どおりの部分もあるのですけれども、総務課については工事契約について。きょうも調査事項でありましたが、福祉課のいさりびと恵心園の経営統合について、これは当然ながら継続で調査する必要があるということです。それとプラス、まちづくり新幹線課については、人口減少対策ということで昨年の何月かまでずっと継続調査ということで入っていたのですけれども、一端外しました。ことしに入ってから予算委員会等でも意見が出されたように、人口減少対策についてはまだまだボリューム不足だという意見を出した部分もありますので、再度この人口減少対策について調査と言いますか新しい案も含めてどうなのだとすることを常任委員会の中で揉みたいなと思っていました。

これも去年のいまころに載せていたのですけれども、新幹線開業を 1 年過ぎまして、今後の観光です。広域が一応まちづくり新幹線課、あるいは町内の観光については産業経済課ということで、これまでもゴールデンウィークの皆さんも町民からも意見をいろいろ聞いていると思いますけれども、様々な花の咲きかげんの苦情と言いますかその反省点も含めて、ことしのこれまでの経過と今後の見解をどのように取り組んでいくのかというのを調査をぜひしたいという思いから、1 番から 5 番については当然、緊急を要する課題についてということで項目乗せをしておりますが、このような案とさせていただきます。

吉田委員。

**吉田委員** 3 番目の産業経済課の部門で、しばらく林の部分が去年台風被害があって、町有林については一切見ていない状態の中で、はたしてこれでいいのかなというのはちょっと疑問があるのです。私達も林活のあれをやっているのです、町の自分の山も 1 回調査をする部門も必要なのかなという感じがするのですよ。ちょうど 6 月・9 月のこの間なので、時期的に一番いいのかなと。これを過ぎちゃうともうこれしかないのかなと思うので、その辺の検討をいかがでしょうか。

**平野委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 4 時 04 分**

**再開 午後 4 時 12 分**

**平野委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま休憩中の中で、各委員より様々な意見をいただきまして、まずは腹案に基づいて、議会閉会中の所管事務調査について、6 月定例会に提出する部分は、1 番、まちづくり新幹線、課人口減少対策についてと観光事業（観光交流センター、広域）の現況について。2 番、総務課、工事契約について、可能な限り現地調査を含むということです。3 番、産業経済課、観光事業（町内）の現況について。4 番、保健福祉課・病院事業、老人保健施設いさりびと恵心園との経営統合について。そして 5 番として、その他総務・経済常任委員会所管の緊急を要する課題についての 5 点でございます。

また、休憩中の中で出された町有林の現地調査につきましては、このあと担当課で協議して載せるかどうかということをお委員長、副委員長に一任していただきたいと思ひます。そのようなことでもよろしくお願ひいたします。

## 6. 所管事務調査報告書について

**平野委員長** 続いて、6番の所管事務調査報告書についてでございます。

同じく6月定例会で、総務・経済常任委員会の報告をさせていただくにあたり、3月定例会からこれまで開かれた常任委員会の中で、特質して報告をするべきだという中身が皆様方からあれば意見としていただいて、それを反映した中で報告書を作っていきたいと思ひますけれども。

私が思うところでは、きょうのいさりびと経営統合については、やはり入所者あるいは職員の処遇の部分について、前回も報告をしているのですが、今回ちょっと町の見解が見えてきた部分もありますので、再度報告はしなければならないなというふうに個人的には思ひました。人口減少は3月から6月やっていないので、これまで3月から6月までやった委員会の見解の報告です。きょうやった中でもさしあたって報告するような特質はないですし、皆さんあとこれといった意見がなければ、また任せていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** 以上で、総務・経済常任委員会の会議次第は全て終えましたが、その他として何か各委員からございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**平野委員長** それでは、ないようですので、以上をもちまして、第2回総務・経済常任委員会を終了いたします。

お疲れ様でした。

説明員：大野副町長、野村教育長、渋谷生涯学習課長、堺主査、平野（智）主査  
平野病院事業事務局長、武藤包括ケア推進室長、木村産業経済課長  
福井（弘）主査、構口建設水道課長、片桐主査

傍 聴：なし

報 道：なし

総務・経済常任委員会  
委員長 平 野 武 志